

## 「松代大本営」の建設に関する研究

青木孝寿

はじめに

太平洋戦争末期、一九四四年に陸軍省が計画し東部軍が実行して構築を始めたいわゆる「松代大本営」は、一九四五年七月末には天皇自身、「三種の神器」を持って移ろうと決意するまでに至った、太平洋戦争の性格・意味を知る重要な問題を提起している。四十数年を経過して残る地下壕および関連施設は、将来にわたって残されるべき史跡であろう。

「松代大本営」に関する研究が近来急速にすすみ、その建設目的、計画、労働力、建設経過、今日的意義等がかなり明らかにされてきた。<sup>(1)</sup>しかしその中で、大量に動員された朝鮮人の労働力の信頼すべき数字をはじめ、その強制的連行による労働力の移入調整の具体的実態はまだ不明な点が多く、これを補った日本人の労働力もまた、労働に従事した体験者の証言<sup>(2)</sup>はあるものの、どんな方法、順序によって動員されたか不明な分野が多く、研究もそれについては手薄であった。

ところがこのたび長野県更埴市教育委員会内更埴市史編纂室において、その所蔵文書中から「国民勤労報国隊関係書類綴 稲荷山町役場」という公文書一冊を発見し、その中に多数の「松代大本営」関係文書が含まれていることが明らかになった。<sup>(3)</sup> 筆者が借覧したところ、きわめて

史料価値の高いことが判明したので、この史料を中心にして以下のような問題について研究したい。なお稲荷山町は、現在の更埴市の管内に含まれる古い町である。

- (1) これまで公文書によっての「松代大本営」に関する動員状況を明らかにした研究はごく少ないので、日本人の勤労働員の全容をうかがうための一地域、更級郡稲荷山町の実態をみたい。
- (2) この文書中、朝鮮人労働力の移入によって日本人の動員人数や労働日数を減らす問題が出てくるので、その実態と意味を考察したい。
- (3) 陸軍省では「松代大本営」を長野県松代町付近に決定した理由の一つに、長野県は比較的労働力が潤沢であるとしている。<sup>(4)</sup> この点について労働力の内容を、動員者の年齢・職業から考えてみたい。

### 一 勤労働員の実態

大本営移転計画の発端は、大本営が「絶対国防圏」としていた太平洋上の拠点が陥落または空襲されるといふ事態が出てきたことから、陸軍省軍事課予算班の井田（のち岩田）正孝少佐（のち中佐）が、一九四四年一月ごろ富永恭次陸軍次官に進言したことがはじまりとされる。

井田少佐の証言によるとその理由は、天皇・大本営・政府という日本

の中枢を空の脅威(空襲)から守って、本土決戦における最後の指揮をとるために大本営を信州に移転する、というものであった。そのためにあらかじめ大本営を建設しておき、そして最終的には「国体の護持」(絶対主義天皇制の維持)という目的を達するというのである。事実、一九四五年七月には、重臣木戸幸一内大臣の信州移動の建言に天皇も賛成し、「国体の護持」の一つの方法として決意したのである(実際は移動しなかったけれども)。

私は現在のところ、「松代大本営」の建設とその役割は、①本土空襲を避ける②本土決戦に備える③そして「国体の護持」という三つの要素が重なりあいながら推移したと考えている。

建設の経過をみるとまず、松代町付近が井田少佐らによって適地とされ、四四年八月陸軍大臣から東部軍に着工命令が出され、九月関係地区の買収がおこなわれる。九月上旬加藤幸夫建技少佐・吉田栄一建技大尉らがきて、松代町ほか近接の清野・西条・豊栄・東条の四カ村三地区に一万三千人(家族共)の労務者の入る宿舎(飯場)を十月末までに建設することになった。九月中旬東部軍より特設作業隊二個中隊が到着、中隊には、軍人・雇員・動員学徒のほか大工・薦・左官なども約八〇名編成されていた。

「松代大本営」という表現は、公称されていない。秘密工事として外部に対して東部軍命令は、建設物を「松代倉庫」と称しており、工事名は、その命令が出た日をとって、「マ(一〇・四)工事」とか「マ(三・一一三)工事」としている。また、松代町付近における工事場は、イ地区(象山地下壕、政府・NHK予定)、ロ地区(舞鶴山地下壕、大本営、天皇・皇后「御座所」予定)、ハ地区(皆神山地下壕、食料倉庫)であり、これらを主体に建設工事がはじまる。このほか善光寺平一帯、上高井郡小布施村、同須坂町、長野市の善光寺温泉付近などに通信・燃料基地、皇族住居などの地下壕が建設されていく。

まず労務者の宿舎建設から地下壕掘削完了までの工事は、「マ(一〇・四)工事」と呼称された。これは陸軍省から、「松代倉庫」の建設として一九四四年十月四日に工事命令が発令されたからである。宿舎建設について前述の東部軍二個中隊に、さらに長野県が幹旋した長野県労務報国会会員と地元消防隊員等一日平均三〇〇名が加わり、敷地の造成、仮設建築の建設がおこなわれて、予定より半月近く工期を短縮して十月下旬には全工事が完了した。

労務報国会について長野県労務報国会更級支部長は、十月十九日付稲荷山町長宛依頼文書の中で、東部軍作戦命令に基づき松代町附近に「重要な然も最も緊急を要する工事施行せらるゝに当り之が所要作業員を長野県労務報国会に充足方要請ありたるが時局下軍の要望に即応し当支部よりも既に夫々の要員は欣然として出勤中にして」と記して、松代工事への動員を述べている。この依頼文書は、さらにその「挺身隊員として出勤せる者」の「帰農は該工事の性質よりして交代を為し得ざる状況」なので、目下農繁期に入らうとする折から、出勤隊員の家庭の援農をしてほしいと依頼したのである。ここには稲荷山町の田中小一郎ら二名の出勤者名が記されている。

宿舎建設が完了したのち、地下壕建設の最初の発破がかけられたのは、イ地区(象山)における十一月十一日午前十一時である。ここには朝鮮人労働者などが地下壕掘削に当たっているが、篠ノ井国民勤労動員署において一般勤労報国隊の動員のため、準備を管下の町村長・翼賛壮年団長宛てに依頼したのは十一月二十九日付であった。それには、

「国防土建工事要員ニ関スル件」

現下極メテ緊迫セル戦局ニ即応センガ為、今般埴科郡清野村、豊栄村、西条村地籍ニ於テ東部軍マ(一〇四)工事施行致スコト、相成、之ガ労務者ノ動員ニ関シテハ追而国民勤労報国協令ノ発動ヲ見ルコト、思料セラレ候ニ就テハ、貴職ニ於テ豫メ相当要員選抜編成準備ノ上

之ガ發令ノ際ハ遺憾ナキヲ期セラレ度、当本工事ノ緊急重要性ニ鑑ミ  
要員ノ充足ハ必須ノ要件ニシテ、貴村ノ御協力ニ俟ツコト不勲候条格  
段ノ御配慮相煩度此段及御依頼候也、」(句読点筆者)

とあり、期間は一九四四年十二月十日より翌四五年四月三十日までと  
し、申請要員概数一日一五〇〇名としている。松代工事の地元篠ノ井動  
員署管下町村で四カ月半、一日一五〇〇名の動員を目安としたことがわ  
かる。

管下住民には緊急重要性は理解できるが、実際に何が建設されるかま  
ったく秘密事項であった。稲荷山町で動員が具体的にはじまるのは、発  
破をかけてから約一カ月後の十二月十五日・十六日であった。町では翼  
賛壮年団勤労報国隊が編成され、十二月十五日の出動隊員名簿を作成、  
隊長に中村広助、その下に一〇班を設け班長を決めた(九三名)。同十  
六日の分も同じく、出動隊の隊長永井友雄の下に一〇班(一〇三名)を  
設けた。協力令書は、

「国民勤労報国隊協力令書<sup>(13)</sup>

協カスベキ者ノ住所

氏名 下崎喜一郎外一九九名<sup>(14)</sup>

右ノ者左記了知ノ上本国民勤労報国隊ニ依ル協カヲ為スベシ

記

一、出頭日時 昭和十九年十二月十五日(十六日)

一、出頭場所 稲荷山町役場前

国民勤労報国隊編成者ノ職氏名

長野県更級郡稲荷山町長 関 馨

裏面参照

.....(キリトリ線).....

昭和 年 月 日 時 分 令書受領

氏名

「

裏面(省略)に記された「作業場所在地名称」には「松代町方面」、「従  
事スベキ作業ノ内容」として「軍緊急土健(つち)工事」とだけしかない。この  
ときの工事内容は不明であるが、各人一日出動の臨時的なもので、一九  
四五年三月翼賛壮年団勤労報国隊の町分団ごとに報償金が計算され、出  
動各人に支給された。たとえば元町分団は、十二月十五日一〇名、十六  
日一〇名計六四日、一人三円二〇銭宛であり、合計一九六名分、六二七  
円二〇銭であった。<sup>(15)</sup>

本格的な動員態勢はこのあとである。十二月二十一日松代町公会堂に  
おいて、勤労報国隊更級郡指導支部長・埴科郡同・松代警察署長・篠ノ  
井国民勤労動員署長名によって、「東部軍マ(一〇四)工事勤労報国隊  
出動ニ関スル協議会」が開かれた。松代工事の地元更級郡・埴科郡にお  
ける勤労動員の基本会議である。協議事項として要項をみると、まず第  
一に工事概況が東部軍・運輸通信省松代建設隊・西松組松代作業隊から  
説明され、第二に国民勤労動員署長から動員方式策定があり、第三に勤  
労報国隊編成出動について、第四に勤労報国隊受入れ、第五に援護等が  
協議された。

要項に記入された稲荷山町役場係員の鉛筆メモには、町村労務の割当  
は「一二〇〇名位県下各地より動員スル」、工事概況では「三月中ニ完  
成ノ予定」、動員方式策定では、「一月十日前後ヨリ本格工事ニ入ルノデ  
□□動員ラスル」、「翼賛勤報ノ足ライ分ハ一般ヨリ参加サセル」、編  
成出動では「農業者ヲ参加セシムルコト」等読めるが、正確なところは  
わからず慎重に取り扱わなければならない。メモはこの程度にとどめ  
る。

各町村・翼賛壮年団等の関係者はここではじめて松代工事動員を教え  
られるのである。この時配布された運輸通信省松代建設隊長による受入  
要綱ははじめてここに公開されるものと思われるので、ほぼ全文を掲載  
する。

「 東部軍マ (一〇・四) 工事勤勞報國隊受入要綱」<sup>(9)</sup>

長野県埴科郡松代町

運輸通信省松代建設隊長

一、作業場所 (イ)地区 埴科郡清野村地内

(ロ)全 全 西条村地内

(ハ)全 全 豊栄村地内

二、作業内容 坑内屑搬出並材料運搬其他雜作業

三、勤務時間 三交代制 八時間 (休憩一時間)

二交代制 十二時間 (全一時間半)

四、謝 金 公定賃金ノ最高格ヲ支給ス、稼働奨励金一ヶ月二十五

日以上、出勤並ニ作業能率優秀者ニ対シ相当額ノ賞金ヲ加給ス、其ノ他当隊ノ都合ニ依リ作業ヲ休止セル時ハ公定賃金ヲ以テ謝金トス、

尚其ノ他ノ待遇ハ別途掲記ス

五、宿舎及食費 1、宿舎ハ軍建設ノ宿舎ヲ無料提供ス

2、食費ハ (隊員負担公定食費) 但シ公病傷ノ場合ハ当隊ニ於テ負担ス

3、其他当隊ノ都合ニ依リ作業ヲ休止スル場合モ謝金ヲ給スルヲ以テ食費ハ之ヲ徴取ス

4、寢具ハ持参セラレタシ持参者ニハ一夜一枚ニ付キ金參拾銭ヲ支給ス

六、赴任旅費及手当

自宅ヨリ就業場迄ノ汽車、自動車賃金ハ実費支給スル外公定賃金ヲ以テ日当トシテ支給ス

七、厚生設備

(イ)修養及娛樂 動員署長、警察署長其ノ他関係官ノ訓育及修養訓話ヲ御願スル外日刊新聞及購入シ得ル範圍ニ於テ月刊

(ロ)医療機関

公傷病者ハ運輸通信省ノ囑託医ヲシテ診療セシムル外災害手当ヲ支給ス、尚別ニ特別見舞金ヲ贈呈ス

(ハ)饒別、見舞金 (略)

八、表 彰 出勤能率及作業能率其ノ他成績優秀ナル団体並ニ個人ニ対シ三等迄ヲ審査シ表彰状ヲ授与スル外副賞トシテ金品ヲ授与ス

九、其ノ他 (略)

なおメモで「五合七勺、一円二、三十銭」「入浴」「ストープ」「一日三円二十銭<sup>(不明)</sup>」<sup>(不明)</sup>ヌケ六円位ニナル」等後筆あり。

この要綱をみると、作業場所は(イ)地区(ロ)地区(ハ)地区の三地区、作業内容は坑内の石屑(ズリ)を搬出したり材料運搬その他雜作業である。勤務時間は三交代制と二交代制。謝金・宿舎・食費・厚生設備等はそれなりに整備されているような表現になっているが、実際はなかなかきびしいものであった。また日本人勤勞報國隊への待遇であるからこの程度用意しなければならなかったであろう。これに対し朝鮮人労働者の待遇はきわめて劣悪、苛酷なものであったことは幾人かの証言がある<sup>(10)</sup>。

動員割当は、前述十二月二十一日の更埴町村指導支部長協議会において協議され、各郡指導支部別割当が各郡支部代表者参集の上決定され、町村指導支部長に通知された。稲荷山町の場合は、△表1▽のように決定した。期間は入退所日を含めて二〇日間(のち変更されて一五日間)とし、長野電鉄河東線松代駅前<sup>(11)</sup>に当日午後一時半集合、携帶品は寢具、作業服装(作業衣・脚絆・地下足袋・軍手等)、印鑑、弁当箱(風呂敷)、箸・食器(飯汁用茶碗又ハ井)、配給停止證明書、身廻日用品其の他と

なっている。軍手はトロ押作業につきなるべく自家製のものが可としている<sup>(12)</sup>。

松代大本營の建設に関する研究

<表1> 更級郡稲荷山町国民勤労報國隊の「松代工事」動員状況

1944年12月21日当初割当			1945年1月13日変更割当			その後の 変更割当数	最終決定実施		
順序	期間 (月 日)	割当数	順序	期間 (月 日)	割当数		順序	期間 (月 日)	割当数
第1次	1.10~1.29	4	第1次	2.1~	25	12	第1次	2.1~2.14	10
2	1.19~2.7	21	2	2.10~	18	13	2	2.14~2.28	6
3	1.29~2.17	18	3	2.20~	13	16	3	2.28~3.14	13
4	2.7~2.26	13	4	3.1~	10	15	4	3.14~3.28	8
5	2.17~3.8	10	5	3.11~	10	4	5	3.28~4.11	4
6	2.26~3.17	10	6	3.20~	10	4	6	4.11~4.17	3
7	3.8~3.27	10	7	3.30~	10		7	5.15~5.21	3
8	3.17~4.5	10	8	4.8~	5				
9	3.27~4.15	5	9	4.18~	5				
10	4.5~4.24	5	10	4.27~	3				
11	4.15~5.4	3							
11	20日間	109	10	20日間	109	—	7	15日または7日	47

「国民勤労報國隊書類綴 稲荷山町役場」より作成。

最終決定 第1次~第6次 割当数 44名。

割当出勤計画によって国民勤労報國隊協力令書が勤労報國隊更級郡指導支部長阿部朋文名で動員関係者に交付された<sup>(19)</sup>のち知事名になった場合もある。出頭日時昭和二十年一月十日午後一時半、出頭場所河東線松代駅前東部マ(一〇・四)部隊である。稲荷山町では出勤者の壮途を祝し役場樓上で壮行式を挙行する、と関係者に通知をした<sup>(20)</sup>。  
なおここで付記しておきたいのは、病気などの理由(診断書提出)で出勤しない者もいたことである。

二 動員の変更について

ところがここに、予期しない出勤日時の変更延期という事態が生じた。一九四五年(昭和二〇)一月八日、緊急電話をもって「軍作戦ノ都合上」出勤日時の変更延期という連絡がきて、同日稲荷山町長は出勤隊員に連絡をとった<sup>(21)</sup>。同日の篠ノ井国民勤労動員署長から町長宛の文書にはその理由として、「今般資材運輸、半島人移入計画ノ実現等ヨリシテ一般地元労務ノ極力削減等ヲ考慮スル結果」と、出勤者宛よりやや詳しく具体的理由を示し、同署管下の動員計画の変更をさうのように示している<sup>(22)</sup>。

二月一日 四〇〇名 二月十日 三〇〇名

二月二十日 四〇〇名 三月一日 一〇〇名

累計 一二〇〇名

(以下四月末日迄一二〇〇名ナリ)

そして出勤日は、第一次・第二次は二月一日出勤、第三次以降は順に繰上げていくとしている。実際の動員割当等についてはあとで述べるが、ここで出勤日の変更延期、動員割当の削減(削減という重要な問題も出てきた)および動員日数の短縮についての理由をさらにみよう。一月十九日の勤労報國隊更級郡指導支部長より稲荷山町指導支部長宛の「東部軍マ工事勤労報國隊出勤ニ関スル件」依頼文書によると、一月十

三日付をもって二月一日第一次出勤人員の手配を依頼したが、動員署長より出勤人員の一部変更の申し出があり、実情精査したところまことに止むを得ないものが認められるので変更手配を依頼したいとあった。そこに付せられた人員変更の理由は、

「戦局ノ進展ニ伴ヒ工事ノ緊急完成ヲ必要トシ半島労務者ノ新規移入等ニ依リ極力地元労務ヲ削減シ逼迫セル食糧事情ニ呼応シ土地改良事業及敵寒期蔬菜増産施設補助等ニ依ル労力ノ調整ノ結果ニ依ル」  
となっていた。

一九四四年末から四五年初頭にかけて、米機による日本の大都市の工業地帯がつきつきと爆撃され、それが激化してきた時期であり、日本本土空襲はますます拡大することが予想された。したがって右の理由にあるように松代工事の緊急完成を必要とし、そのためには朝鮮人労務者という安価で大量の労働力を新規に移入（実は強制連行等）することがまず考えられたのである。

松代工事における朝鮮人労務者の労働力は正確にその数をつかむことはできないし、時期的にどう増減したかともいって客観的に知ることはできないが、この理由をみると、文書の日時から推して一九四四年末から四五年初頭にかけて、朝鮮人労務者を新規に増加させ、地元日本人労務者の勤労報国隊の動員を減らしていった相互の関係を示しており、重要な一つの事実を知ることができる。

右の理由をさらにみると、地元労務者を削減した理由は、ひっばくする食糧事情に対処しての土地改良事業と敵寒期蔬菜増産施設補助等による労力調整の結果だとなっている。すなわち食糧増産のための冬期における作業に地元労務者をふり向けようというものであるという。

ここでこの理由を裏面からうかがってみると、つぎのようなことが考えられるのではなからうか。前項に掲げた「勤労報国隊受入要綱」をみると、勤労報国隊の作業内容は、坑内石屑搬出ならびに材料運搬その他

雑作業となっている。その作業内容は、坑内から出てくる掘削した際の石屑のトロッコによる搬出が主なものである。坑内最先端におけるコンプレッサ、削岩機、ダイナマイト、松坑木などによる危険作業は、日本人の一部労務報国会員等と多くの朝鮮人労務者があつたとみられ、危険な作業を含む工事に、日本人のかなり高齢者の多い勤労報国隊のようにはほとんど素人に近い労務者よりも、植民地の若い朝鮮人を苛酷で危険な作業に充当するほうが作業能率が高まるという考え方があつたのではなからうか。つまり作業内容や危険度という点で不満の出やすい日本人を減らし、不満を抑圧しやすい、そして消耗品と考えている朝鮮人をふやしていったのではないかと推察されるのである。

もちろんそれに加えて食糧増産という事情を考えると、日本人をそれに回すほうが得策であつたことはいうまでもない。松代工事動員者の援農ということさえ問題にしていることもあつて、地元労務者を食糧増産に回すことは、軍とすれば当然でもあつたであろう。

篠ノ井国民動労動員署管内で二二〇〇名の動員が決定され、それがさらに町村別に割当られたが、しかしその出勤日と出勤人員は次第に延期、削減され、出勤日数も二〇日間から一五日間（七日間）に短縮された。これを稲荷山町について整理したのが表1Vである。

たとえば最初決定の第一次・一月十日四名、第二次・一月十九日二一名が、変更によってまとめられ、第一次・二月一日二五名となつた。さらにそれが変更されて二月一日二名と半減、最終的動員は一〇名であつた（自一月一日東部軍マ工事勤労報国隊員出勤状況調<sup>(24)</sup>が第一次から第六次までの最終出勤調査で、氏名が記載されている）。

更級郡指導支部長からの通達では、東部軍マ（一〇・四）工事勤労報国隊は、第六次をもって長期出勤は打ち切りとしていたが、「現在迄学徒ト国民学校高学年生ヲ以テ補充致シ居リ候由ナルモ労務ハ益々逼迫、学徒ノ補充トシテ出勤<sup>(25)</sup>方」最少限度として要請あり、第七次動員として稲

荷山町では五月十五日より同二十一日まで七日間三名が出動することになった。

またこれとは別に一日勤労報国隊の送出国隊が指令されている。一九四五年四月二十三日付で、東部軍、動員署から郡・町翼賛壮年団長を通じて、四月二十七日一日間、年齢二五歳以上六〇歳迄、計一〇〇名（実際の編成名簿では九二名）の動員がきている。地元と現場との送迎は東部軍のトラックでおこなわれた。またこのとき、今後一日勤労報国隊は引きつづき発令されるものとして人選に留意するよう指示されている。

「マ工事」は「一〇・四」と並行して、一九四五年には三月二十三日を発令日として「三・二三」工事がはじまった。舞鶴山下（現地震観測所）に大本營と天皇・皇后の「御座所」建設が日程にのぼったからであるが、それもあって松代工事のための労務者の調整はなかなか順調にはいかなかった。既述の朝鮮人の移入、日本人の削減といった問題のほか、工事状況の変化で労務者の調整問題が出てきた。

四月二十三日一日送出依頼の二日後、四月二十五日付で稲荷山町長に下記の協力依頼がきた。重要なので全文掲載する（タイプ印刷）。

「拝啓 晩春の候愈々御清祥奉慶賀候

陳者松代町附近に於ける当所管「マ（一〇・四）」工事は客年着工以來貴村各位の御援助を得着々進行致居候処今般「マ（三・二三）」工事も併せ□行の事と相成而も之が竣功期日は時局の緊迫に伴ひ最少限に於て完成の要有り現在確保労務者にては勞力不足の為期日完成難期候間目下各村も農繁期に入り御多忙の事と推察致候も右御賢察の上勤勞報国隊出働の件特に御協力被下度御願申上候

昭和二十年四月二十五日

敬 具

東部軍当区経理部松代工事主任

吉田 大 尉

運輸通信省松代建設隊長

技師 河野 康雄

「マ（一〇・四）」工事と「マ（三・二三）」工事の並行と時局の緊迫によってここには工事責任者たちの焦燥感がみられる。

このあとの稲荷山町の動員をみると、①五月二十五日付で国民義勇隊（いままでの勤労報国隊と名称変る）五〇名を五月二十九日一日松代町方面東部軍（三・二三）工事に動員。②東部軍軍事用道路開発勤勞報国隊の出動として五月六日から六月十六日まで、三日間を一期として一四期出動、毎日四名、出動数五六名、延二二四名の予定であった。この工事の謝礼金精算書では、五月十六日～五月二十九日人員二七名、延七六名、五月三十日～六月十六日人員一八名、延五〇名とある。③いよいよ戦争の最末期になった七月二十五日付、更級郡連合義勇隊長阿部朋文の稲荷山町義勇隊長宛「東部軍緊急工事勤勞動員ニ関スル件」は、米機動部隊の砲爆、空襲の被害を述べ、「村落ト虽共空襲必至テ有ル、全ク同ジ気持ニナツテ完勝セナケレバナライ」と強調し、「地下建設工事は閉シテハ軍令ニ依リ地域義勇隊ニ対シ左記ニ依リ勤勞動員ヲ行フ生産能率ヲ低下セザル様留意ノ上完キヲ期スベシ」と、従来の勤勞動員を依頼する文書とはまったく異なり戦局の危機を具体的に述べた、絶叫調の指示文書になっている。動員対策は地域義勇隊（地域内職域小隊・非農家）で、八月一日より九月三十日まで二名が割当てられた。これを四名で一五日間ずつ担当したが、報酬金調査書をみると実際には八月一日から十五日まで二名が動員され、十六日以降はない。「マ工事」も第十二方面軍命令によって八月十六日工事を中止した。

### 三 動員者の年齢・職業・賃金等の問題

松代工事の責任者たちが松代を適地として選んだ理由の中に、施工面からみると長野県はまだ比較的勞力が潤沢である、という一項が入っている。だから一九四四年工事計画を立てたときには、イ地区は「三月中

〈表2〉「松代工事」の勤労報国隊員の年齢・職業別階層

年齢	職業	農業	手工業	商業	その他	合計 (年齢百分比)
56 ~ 60 (明23~19)		0	0	0	0	0
51 ~ 55 (明28~24)		4	1	1	0	6
小計		4	1	1	0	6 (13.6%)
46 ~ 50 (明33~29)		6	3	3	0	12
41 ~ 45 (明38~34)		7	3	1	1	12
小計		13	6	4	1	24 (54.5%)
36 ~ 40 (明43~39)		6	2	0	0	8
31 ~ 35 (大4~明44)		3	1	0	1	5
小計		9	3	0	1	13 (28.5%)
26 ~ 30 (大9~5)		1	0	0	0	1
小計		1	0	0	0	1 (2.3%)
合計		27	10	5	2	44
職業百分比		61.4%	22.7%	11.4%	4.5%	(100.0%)

- ・前掲「書類綴」より作成。
- ・第1次~第6次分より集計。
- ・「その他」は歯科医・銀行員。

「完成」といった考え方が東部軍・松代建設隊等にはあつたらしいのである。<sup>(31)</sup> 四四年十二月三十一日付の町村勤労報国隊の割当予定をみて、第一次が一九四五年一月十日、第十一次が四月十五日からとなつており、四五年一月八日の割当でも二月一日~三月一日で篠ノ井国民勤労動員署管下二二〇〇名、四月末日まで二二〇〇名となつているところから、<sup>(32)</sup> おそらく四月が一応の目標であつたらしい。

しかし実際は、「マ(三)・二(三)工事」も並行してすすめられていくため完成はおくれた。一九四五年六月十八日の東部軍管区部隊命令によると、イ号倉庫は七月末をもって完了、トンネル(地下壕)工事は六月

末日までに竣工を限度とするという予定で、工事の「概成時期」は、イ号倉庫は約半分およびハ号倉庫は六月末、これ以外の施設は七月末ということであつた。<sup>(33)</sup> これもまた少しづつおくれかけていった。

それでは動員された勤労報国隊員の年齢・職業から、その労働力をうかがってみよう。稲荷山町の第一次から第六次までの実際に出勤した報国隊員は四四名、延人員六六〇名であるが、この四四名について年齢・職業をみると表2の通りである。単純比でいうと年齢では、数え年(一九四五年)五三歳を最高に最低は三〇歳で、四〇歳代が二四名(五四・五%)、三〇歳代が一三名(二八・五%)、五〇歳代六名(一三・六%)、二〇歳代一名(二・三%)となつて、四〇歳代を主体にその前後に散在している。この年齢はおおよそ兵役を免除されてきている年齢者が多い。この報国隊員は動員日数が一五日間という期間であつて、やはり四〇歳代を主体とすることが限度であろう。当時の四〇歳代はかなりの年齢であつた。

つぎに職業は、農業が二七名(六一・四%)、手工業が一〇名(二二・七%)、商業が五名(一一・四%)、その他二名(四・五%)で、農業が三分の二を占めており、ほぼ当時の農家数の割合である。

年齢と職業を組み合わせると、四〇歳代の農民が最も多く一三名(二九・五%)、三〇歳代の農民が九名(二〇・五%)、四〇歳代の手工業が六名(一三・六%)という順になつており、四〇歳代の農民という地域の中堅が三割近くを占めていたのである。

基礎数字が小さいので断定することはできないにしても、一定の傾向を示すものであろう。このほか戦争末期の一日動員は国民義勇隊という形式なので、六〇歳という高齢者あるいはそれに近い層もかなり動員されていることを付記しておきたい(五月六日~六月十六日軍用道路の建設、六〇歳は明治十九年生)。

つぎに賃金について簡単に実例を記しておこう。<sup>(34)</sup>



① 一九四四年十二月十五日・十六日(一日) 出勤

一人 一日三円二〇銭

② 一九四五年四月二十七日 出勤

一人 一日六円

③ 一九四五年五月二十九日(マ三・二二三)

一人 一日六円

④ 一九四五年五月六日・二十九日(マ三・二二三)

一人 一日六円五〇銭

⑤ 一九四五年五月三十日・六月十六日(マ三・二二三)

一人 一日六円五〇銭

①は当時の②価格としているもの。第一次～第六次(第七次)の長期動員のときの賃金の史料はないので、一九四五年四月以降の一人一日六円という数字の出てくるプロセスはよくわからない(以上松代工事動労報国隊の例)。

つぎに作業現場に入った稲荷山動労報国隊員から稲荷山町長・同壮年団長等に送られたハガキ<sup>(85)</sup>を紹介しよう。

① 一九四五年二月四日消印町長宛松代建設隊い地区勤報隊一号室第一班 稲荷山勤報隊

「拝啓陳者今度吾々勤報隊出発ニ際してハ態々壮行会を御催し被下儀種々御高配を忝うし難有御礼申上候、当日正時間ニ到着各町村隊員と巖に入場式を挙行致し表記宿舎を割当られ申候、一同非常に張り切つたる気持にて二日より作業に就勞致居候間何卒御安心被成下度候、一号舎三十七名隊長下崎喜一郎氏統率の許に軍隊式規律にて暮し居候、先ハ右御礼旁御報まで如斯御座候、乍末筆役場員皆様によく願上候 敬 具(句読点筆者)

② 一九四五年三月十五日消印町長・壮年団長宛埴科郡豊栄村(西松組)(は地区)(大久保事務所内) 稲荷山勤報隊小林甲吉(到着挨拶につき

本文略)

③ 一九四五年三月二十八日消印 役場永井宛東部軍(マ一〇・四)建設工事口地区宮本玉井重松(本文略)

このほかに一九四五年二月十七日消印 町長宛長野県埴科郡第一次勤報隊第一号舎隊員代表池田幸隆名の封書あり。内容は、稲荷山町出身の下崎喜一郎隊長が「吾が第一号三角兵舎隊長の適格者」で、責任者として指導したことを絶賛し、隊員一同を代表して感謝するというもの。池田名の第一次出勤者は稲荷山町出身の一〇名に該当者がなかったので他町村の隊員である。ハガキ④に「一号舎三十七名隊長下崎喜一郎氏」とあり、いくつかの町村の混合隊である。

なおハガキ①は(イ)地区で二月に、②は(ロ)地区で三月に、③は(ハ)地区で三月に作業していることがわかる。

病氣・負傷などについては、稲荷山町の第一次～第六次出勤者四四名の「出勤状況調」をみると、「病氣一週間」「病氣一週間早帰」「負傷一週間早帰」と注記された者が計三名おり、病氣・負傷者が一割近くいたことを付記しておきたい。

まとめ

「松代大本營」の建設に動員された日本人の動労報国隊の実態について、更級郡稲荷山町の事例を明らかにしてきた。この中で、動員には二形態があり、一つは一定の期間三角兵舎と呼ばれる宿舎に宿泊して、石層の運搬を主とした作業―それも一日二交代なり三交代制によっておこなう労働と、もう一つは一日勤務をおこなう形態である。前者は、松代の宿舎ごとにおかれた隊長(動員者)の指揮下に軍隊式の規律によって労働と生活がおこなわれる。労働する作業場所は、イ・ロ・ハの三地区に展開し、稲荷山町の動労動員もこの三地区でおこなわれている。労働は宿舎建設から地下壕掘削までの「マ(一〇・四)工事」と、大本營・

天皇「御座所」建設の「マ(三・二三)工事」と並行して実施された。動員者の町長宛などのハガキ等の通信によって、ある程度の労働と生活の実態をうかがうこともできた。

以上にその一部を記したが、第一に動員状況の実態を明らかにし、すでに知られていることの確認と新しい事実をとりあげてみた。

第二に、朝鮮人労働力の移入の名による強制連行によって労働力が豊富になり、日本人の動員人数が減少し、また労働日数を減らし、さらに労働期間も減るということにより、今までと異なった状態が出てくる。このような実態が示すものは、植民地の朝鮮人に危険で苛酷な労働を強いて消耗品のような扱いをし、日本人の動員者に対しては、危険性の少ない石屑の運搬に従事させているのではないかと考えられる。この時期の朝鮮人に対する具体的な待遇が推測できるのである。

いずれにしても、一方で緊急な大工事と叫びながら、農業労働の重要性という理由に日本人の労働力を減少すると同時に、一日勤労報国隊をふやすなど、作業隊の労働調整は首尾一貫せず、苦しいやりくりをしていたことが明らかになった。戦局不利の中で、大本営建設がきわめて困難な事業の一つであったことを示している。

第三に労働力の質の問題であるが、稲荷山町の動員者の年齢と職業との関係からみると、松代大本営に働く動員者は四〇歳代を中心にしたその前後の年齢層が多く、兵役を免除された年齢層が多く、しかも農業者が多い。農村生活者の中核層である。職業では農業者が多い。年齢と職業を組み合せると、四〇歳代の農業者が三割近くを占めている。その意味で、質の高い労働力が長野県に潤沢であったというのは、科学的調査の結果では、信州に対するかなり希望的推測があったのであろう。一日動員をみても五〇歳代の高齢者がみられ、当時一九四四〜四五年度の農村地域には、二〇〜三〇歳代の青年は少なかったのである。

労働力の問題にしばって松代大本営の建設問題を考えるとき、一つ

は、その問題と同時に他の勤労働員の実態とのかかわりで総合的に考える必要があり、もう一つは、日本人の労働力とともに、七千人といわれた朝鮮人労働者の実態を考えなければならぬだろう。

(注1) 主な参考文献として、朴慶植著『朝鮮人強制連行の記録』(未来社、中村勝実著『松代大本営』(樺)、山根昌子著『遙かなる旅―戦後史の谷間から』(銀河書房)、和田登著『図説・松代大本営』(郷土出版社)、松代大本営資料研究会編『解説と資料・松代大本営』No.1、長野県歴史教育者協議会編『年報7・社会科教育長野』などがある。このほかにドキュメント風のものも多数あり、以下必要に応じて注記する。

- (2) 長野市松代町児沢聡氏ほか。
- (3) この簿冊には、一九四四年四五年を中心に、町内外の工場、鉱山その他への勤労働員の公文書が綴られ、総合的に研究すべき史料である。ここでは「松代大本営」一工事に限定した。
- (4)(7)(10) 吉田英一「証言記録」松代大本営工事回顧」(『軍事史学』第二〇巻第二号・一九八三年)
- (5) 日本放送出版協会『歴史への招待』24所収「幻の大本営」
- (6) 『不戸幸一日記』(東大出版会)一九四五年七月二十五日―三十一日の条。
- (8) 『長野県史近代史料編』第四卷一三九―一四四頁。
- (9) (注1)の各書に詳しい。
- (11)(12)(13)(14)(15)(16)(18)(19)(20)(21)(22)(23)(24)(25)(26)(27)(28)(29)(34)(35) 更埴市史編纂室所蔵「国民勤労報国隊関係書類綴 稲荷山町役場」。
- (17) 長野市松代町権本小岩氏ほか。(注1)松代大本営資料研究会の資料にも何人か掲載されている。
- (30) 前掲『長野県史』第四卷一四四頁。
- (31) (注15)の要項メモ。
- (32) (注22)
- (33) 前掲『長野県史』第四卷一三九―一四〇頁。

(歴史学)